

令和7年度 茨城県内居住者の茨城県への狩猟者登録の取扱いについて

茨城県に居住する方の茨城県への狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとなります。

1 受付期間

令和7年9月29日（月）から狩猟期間内

ただし、令和7年10月27日（月）までに狩猟者登録申請書等が到着しない場合は、初猟日までに登録証の交付ができない場合があります。

2 狩猟者登録申請書等の提出先

お住まいの市町村を管轄する各県民センター環境・保安課等へ提出してください。

名 称	所在地及び電話番号	管轄区域
県北県民センター 環境・保安課	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎 1階 0294-80-3355	日立市、常陸太田市、高萩市、 北茨城市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター 環境・保安課	〒311-1593 茨城県鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎 2階 0291-33-6057	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市
県南県民センター 環境・保安課	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 2階 029-822-8364	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、 かすみがうら市、つくばみらい市、 美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター 環境・保安課	〒308-8510 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎 2階 0296-24-9127	古河市、結城市、下妻市、常総市、 筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、 五霞町、境町
環境政策課 県央環境保全室	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県庁本庁舎 1階 029-301-3047	水戸市、笠間市、ひたちなか市、 那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、 城里町、東海村

3 提出書類等

(1) 狩猟者登録申請書 1部

(2) 損害の賠償に係る要件を備えていることを証する書類 1部

次のいずれかの証明書（いずれも当該年度のものに限る）

①一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書

②損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書

③資産に関する証明書

- (3) 写真 2 枚
最近 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0cm・横 2.4cm で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載されている場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真としてください。なお、コンタクトレンズ使用の場合は、「コンタクトレンズ使用」の旨申請書の余白に記載してください。)

- (4) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な添付書類

①対象鳥獣捕獲員の場合

茨城県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類 1 部

②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下「鳥獣保護管理法」という。) 施行規則第 65 条第 1 項第 9 号に該当する者)

ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し 1 部

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書類 1 部

ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業 (認定を受けた猟法・対象種等の規定に係る鳥獣捕獲事業) が実施されたことを証する書類 1 部

(当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前 1 年以内に茨城県内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。)

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し 1 部

(従事者証に記載された内容 (有効期間、捕獲の目的・区域等) が、上記ウの事業に対応しているものに限る。)

③許可捕獲者及びその従事者の場合

(鳥獣保護管理法施行規則第 65 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に該当する者)

茨城県内において狩猟者登録の申請前 1 年以内に鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者又はその従事者として当該許可に係る捕獲等に従事した者をいう。

ア 捕獲許可証の写し又は捕獲従事者証の写し 1 部

(許可の区域に茨城県内が含まれる場合に限る。許可の目的は、鳥獣の管理 (鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、特定計画に基づく鳥獣の数の調整) に限る。)

イ 捕獲等の結果を示す書類 1 部

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び送料

(1) 狩猟税

区 分	狩 猟 税
ア 網猟又はわな猟 下記イ以外の者	8, 2 0 0 円

イ	網猟又はわな猟 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の証明書を添付した者	5, 500円
ウ	第一種銃猟 下記エ以外の者	16, 500円
エ	第一種銃猟 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の証明書を添付した者	11, 000円
オ	第二種銃猟	5, 500円
カ	対象鳥獣捕獲員	課税免除
キ	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	課税免除
ク	許可捕獲者及びその従事者	上記ア～オに係る 税額の1／2 (100円未満切捨て)

(2) 狩猟者登録手数料・・・（登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに）1, 800円

(3) 送料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原則として不要
狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、原則として各県民センター環境・保安課等にて交付又は送付します。

5 狩猟税・狩猟者登録手数料の納入方法

茨城県収入証紙及び狩猟税証紙を、狩猟者登録申請書に貼付け

ただし、下記6（6）の電子申請による場合は、別途指示された方法によります。

※一度納付された狩猟税、狩猟者登録手数料については、返還できませんのでご注意ください。

6 その他注意事項

- (1) 猟友会に所属している場合、できる限り猟友会において一括申請してください。一括申請に際しては、別紙様式「狩猟者登録申請書送付書」を添付してください。
- (2) 申請書には、必ず平日の日中に本人と連絡の取れる電話番号を記入してください。
- (3) 申請書に不備（記入もれ、住所の相違等）があるものは受理できませんので、提出にあたっては十分留意してください。
- (4) 必ず、本県の狩猟者登録申請書を使用してください。
- (5) 狩猟者登録証の交付は、申請書の受付順に行い、申請日の当日交付は行いません。
- (6) 電子申請も可能です。詳しくは、茨城県環境政策課のホームページをご覧ください。

別紙様式

令和 年 月 日

各県民センター 環境・保安課長 殿

環境政策課 県央環境保全室長 殿

$$(\overline{\tau})$$

送付者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

狩獵者登録申請書送付書

No.	登録の種類	氏 名	狩猟税	手数料	備考
				1,800 円	
小 計		税額別	16,500 円 ×	件 =	円
		内 訳	11,000 円 ×	件 =	円
			8,200 円 ×	件 =	円
			5,500 円 ×	件 =	円
			4,100 円 ×	件 =	円
			2,700 円 ×	件 =	円
登録手数料			1,800 円 ×	件 =	円
合 計					円

【 イノシシ・ニホンジカの特例について 】

「茨城県イノシシ管理計画（第七期）」及び「茨城県ニホンジカ管理方針」により、本県のイノシシ・ニホンジカには特例が定められています。

《 特例の内容 》

・ 狩猟期間の延長（11月15日から翌年3月31日まで）

本県の狩猟期間は2月15日までですが、イノシシ・ニホンジカに限り3月31日まで延長されます。

ただし、3月16日から3月31日までの期間は、わな猟のみに限定し、銃は止めさしにのみ使用が可能です。

・ 禁止猟法の一部解除

輪の直径が12cm以上のくくりわなも使用可能になります。

ただし、ツキノワグマの出没があった時は、くくりわなを撤去してください。

※必ず締付防止金具を装着し、ワイヤーの直径が4mm以上、かつ、よりもどしを装着したものを使用してください。

《 特例の期間 》

・ イノシシ

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

・ ニホンジカ

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

《 特例の適用範囲 》

茨城県全域

《 イノシシ・ニホンジカ以外の狩猟について 》

狩猟期間及びくくりわなの基準に関する上記の特例は、イノシシ・ニホンジカのみに適用され、それ以外の狩猟は従来どおりとなります。

※詳しくは、「茨城県イノシシ管理計画（第七期）」及び「茨城県ニホンジカ管理方針」をご覧ください。

【 豚熱（旧称豚コレラ）に関する注意事項 】

茨城県内の野生イノシシにおいては、令和2年6月25日に初めて豚熱陽性事例が確認されて以降、令和7年7月31日までに423頭の陽性事例が確認されております。

豚熱は豚やイノシシの感染症で、人に感染することはありません。

しかし、感染した豚やイノシシの体液（血液、唾液、糞尿など）が、衣服や猟具、車両等に付着して、そのまま放置した場合には、ウイルスが人や物、車両を介して運ばれて、他の地域や養豚場に持ち込まれてしまう可能性があります。

野生イノシシが生息する場所には豚熱のウイルスが存在する可能性があることを前提に、下記の対策例を実施して、豚熱の感染拡大を防止することが大切です。

ウイルスの感染拡大防止のため、防疫措置の実施への皆さま一人一人のご協力をお願いいたします。

《対策例》

- ・止めさしや解体時には、防護服やレインコート等を着用する
- ・止めさしや解体時には、使い捨て手袋を着用する
- ・死体や内臓を適切な方法で処理する
- ・止めさしや解体後の器具等を消毒する
- ・猟具を洗浄/消毒する
- ・靴の泥を落とす/履き替える/消毒する
- ・猟犬の足等を洗浄/消毒する
- ・タイヤを洗浄/消毒する
- ・帰宅後に速やかに着替え、着用していた服は洗濯/消毒する
- ・狩猟後、そのまま養豚場へ行かない
- ・豚熱感染確認区域で捕獲した肉は、区域外へ持ち出さない

※なお、今後、豚熱の感染拡大の影響が大きい場合には、感染防止を目的として狩猟制限がかけられる可能性があります。

その場合には、納付された狩猟税等は返還されませんので、あらかじめご了承ください。

【 イノシシ肉の出荷制限について 】

茨城県では、福島第一原子力発電所事故の影響により、令和7年7月31日現在、県全域においてイノシシ肉の出荷制限が指示されております。

県内で捕獲したイノシシの肉については出荷できませんので、お知らせいたします。

また、県内において捕獲したイノシシの肉を食用に供することは控えて（食用に供する場合には、事前検査を行う等慎重に対応）いただくようお願いいたします。

なお、茨城県環境政策課では、放射性物質モニタリング調査を実施し、その結果をホームページにより公表しておりますので、参考情報としてご利用ください。